

指定介護予防支援

居宅介護支援事業所ハルジオン

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人寿敬会が開設する居宅介護支援事業所ハルジオン（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援等の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所ハルジオン
- (2) 所在地 和歌山県和歌山市井ノ口 302-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の介護支援専門員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日及び休日、12月30日から翌年1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- (1) 提供方法
「和歌山市指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成26年条例第88号)に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所
事業所の相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所とする。
- (3) サービス担当者会議について
開催場所は事業所の相談室及び利用者宅その他必要と認められる場所とする。
- (4) 介護支援専門員による居宅訪問頻度等
提供開始月、提供開始月の翌月から起算して3ヶ月に1回、サービスの評価期間が終了する月、利用者の状況に著しい変化があったときとする。
尚、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果記録
少なくとも1ヶ月に1回とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、和歌山市の区域とする。

(利用料等)

- 第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は不要であるが、そうでないときは全額とする。
- 2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の確認をうけることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定介護予防支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、関係市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

(苦情対応)

第11条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、関係市区町村及び国民健康保険団地連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の保存期間)

第12条 介護予防支援の提供に関する記録を整備し、指定介護予防支援を提供した日から5年間保存するものとする。

(人権擁護推進員の配置について)

第13条 指定介護予防支援の利用者の人権を擁護するため、指定介護予防支援を行う事業所ごとに人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は介護支援専門員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

2 職員は、職員であるうちはもちろんのこと、職員でなくなった後も、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人寿敬会及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。